# 3 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について

平成26年4月からの消費税の引き上げ(5%から8%)に伴い、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、昨年度に引き続き国が実施する臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、市が給付事務を行ったところであります。

本給付金に関する申請受付は平成27年12月21日で終了いたしましたが、申請状況は、以下の とおりとなっております。

#### 【臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給状況】

(平成 27 年 12 月 22 日現在)

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
対象見込者数 (a)	21,423 人	11,632 人
申 請 者 数 (b)	20,051 人	11, 408 人
支 給 者 数 (c)	18,234 人	11,265 人
申 請 率 (b)/(a)	93.60 %	98.07 %

#### (参考)

#### 1 申請受付期間

臨時福祉給付金・・・平成 27 年 8 月 3 日 (月) ~12 月 21 日 (月) 子育て世帯臨時特例給付金・・・平成 27 年 6 月 19 日 (金) ~12 月 21 日 (月)

### 2 支給対象者等

(臨時福祉給付金) ※平成27年1月1日時点で、次の条件を満たしていること。

- ・本市の住民登録に登載されている方
- ・平成27年度分の市民税(均等割)が非課税の方
- ・市民税(均等割)が課税されている方に扶養されていない方
- ・生活保護の被保護者でない方

## (子育て世帯臨時特例給付金)

- ・平成27年6月分の児童手当受給資格のある方
- ・平成26年分の所得が、児童手当の所得制限限度額に満たない方

### 3 支給額

(臨時福祉給付金) 対象者 1 人につき 6 千円 (子育て世帯臨時特例給付金) 対象児童 1 人につき 3 千円

# 4 その他

2つの給付金の支給要件に該当する場合は、どちらも受け取ることができます。

<担当 健康福祉部 地域福祉課 臨時福祉給付金室 24-2111 内線524>